

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所
基準該当障害福祉サービス事業所

} 管理者様

枚方市長 伏見 隆

令和6年度報酬改定等に伴う各種加算等の届出について（障害者総合支援法）

日頃から本市の障害福祉施策等の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。
標記について、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定の実施等に伴い、令和6年(2024年)4月以降の各種加算等の算定に当たっては、届出等の手続きが必要になります。
つきましては、下記を参照のうえ必要書類を作成いただき、所定の期日までにご提出ください。

記

1 対象事業所等（※令和6年4月1日新規指定事業所を含む）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、基準該当障害福祉サービス事業所

2 報酬改定に関する提出書類

(1) 指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所

- ① 令和6年度報酬改定等に伴う加算届連絡票兼補正書
- ② 「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書
- ③ 介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表【令和6年4月版】
※③の様式は、以前まで別々に定めていた「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（介給届）」と「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を、ひとつにまとめたものです。
- ④ 必要分の切手を貼付した返信用封筒（控への返送を希望する場合）

※上記「2 報酬改定に関する提出書類」の届出（以下、「2 報酬改定の届出」といいます。）の(1)に係る①～③の様式については、枚方市ホームページからダウンロードしてください。（3ページ目を参照）

(2) 基準該当障害福祉サービス事業所

- ① 令和6年度報酬改定等に伴う加算届連絡票兼補正書
- ② 「特例介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書
- ③ 特例介護給付費・特例訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ④ 特例介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ⑤ 必要分の切手を貼付した返信用封筒（控への返送を希望する場合）

（2ページ目に続く）

※2ページの「2 報酬改定の届出」の(2)に係る①～④の様式については、枚方市ホームページからダウンロードしてください。(3ページ目を参照)

★ 届出内容及び記載上の注意点等

- 上記の提出書類は、**事業所ごと(同一の事業所番号ごと)**に作成し、提出してください。
- 上記各③の『**体制等状況一覧表**』のうち、**黄色の塗りつぶし箇所**は**新設又は算定要件に変更のある項目**ですので、算定しない場合も含め、**必ず該当の有無等を記載**してください。(適用年月日はこちらで「令和6年4月1日」と記入しています。)また、その他の項目については、**変更がある項目のみ**記載してください。**(変更のない項目は記載しないでください。)**

3 就労系事業所の基本報酬(訓練等給付費)の算定区分に関する提出書類

対象指定サービス…就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

就労系事業所に係る基本報酬(訓練等給付費)の算定については、前年度の実績等に基づき当該年度の基本報酬の算定区分が決定するため、毎年度当初に算定区分に係る届出が必要です。また、同届出は前年度から報酬区分に変更がない場合も必要があり、毎年4月中に届け出ること、当該年度の4月から届け出た区分で算定が可能となります。

なお、**令和6年度**の同届出については、**上記「2 報酬改定」の届出と合わせて行うことを可能とし、今回に限っては介給別紙等の添付書類も不要**とします。

つきましては、**上記「2 報酬改定」の届出で提出する「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(2024年4月版)」に、令和6年度の基本報酬(訓練等給付費)の算定区分を記入**してください。

※**就労継続支援A型事業者**については、「生産活動」に係るスコア算出において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、『前年度、前々年度及び前々々年度を「令和元年度」、「平成30年度」及び「平成29年度」に置き換える』特例的な取扱いが可能です。(詳細は「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(最終改正障発0329第41号 令和6年3月29日)」をご確認ください。)

4 提出期限

可能な限り、令和6年(2024年)4月19日(金)までの提出にご協力ください

※4月中に提出がない場合、4月からの算定はできませんのでご注意ください。

5 提出方法等

郵送にてご提出ください。(窓口持参の場合は受け取りのみの対応となります。)

〒573-8666(住所の記載は不要です)

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 障害福祉事業者係 宛

※同一法人が複数事業所を運営している場合は、1つの封筒でまとめて郵送いただいても構いませんが、郵送料(切手代)を間違いはないようご注意ください。

※控えの返送を希望する場合の切手代についても、間違いがないようご注意ください。

(3ページ目に続く)

1 ページ目の「2 報酬改定の届出」及び「3 就労系事業所の基本報酬」の提出様式については、枚方市ホームページからダウンロードしてください。

＊枚方市ホームページの「ページ番号検索」を選択し、「49789」で検索してください。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049789.html>

サイト内検索

ページ番号検索

① ページ番号検索を選択

49789

表示

② 「49789」と半角で入力

③ 「表示」をクリック

⇒様式は「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う各種加算等の届出について」のページ内に掲載しています。

※ 報酬改定の内容については「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（ページ番号：49585）」に掲載していますので、改定内容等について理解されたうえで、適切な対応をお願いします。

6 その他（留意事項）

- ・ 上記「2 報酬改定の届出」及び「3 就労系事業所の基本報酬」に関する根拠資料については、後日提出を求められることがありますので、適切に保管してください。（少なくとも5年以上保管してください。）
- ・ 改定内容に関する問い合わせは、内容を記録し発出された通知等を確認した上で回答しますので、メール又はFAXでのご質問にご協力をお願いします。
- ・ 令和6年度「福祉・介護職員等処遇改善加算等」の計画書等の届出等については、別通知にてご案内しているとおり、別に令和6年（2024年）4月15日（月）が提出期日となっていますのでご注意ください。

<本件問い合わせ先>

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 障害福祉事業者係

電話 072-841-1467（直通）

FAX 072-841-1322

Mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp